

令和4年度「花街道づくり事業」募集について（ご案内）

（一財）淡路島くにうみ協会では、島民の参画と協働による「花街道づくり事業」を推進しています。観光客等からよく見える国道・県道・観光地への主要道沿いにある花壇及び休耕田を利用した花による街道づくりを実施する個人や住民団体に対して、下記により助成します。

1 助成対象

下記の要件を全て満たす土地で、事業実施期間内で、継続して維持管理できる個人または団体

- (1) 原則として淡路島内の国道・県道・観光施設への主要道路から視認でき、当該道路から20m以内の土地
- (2) 地権者の同意が得られ、事業実施期間中、継続して維持管理できる10㎡以上の土地

2 事業実施期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

3 助成対象経費及び助成上限額

助成金は事業計画に基づく助成対象経費に対して交付します。

- (1) 助成金の上限は1㎡当たり1,200円とし、1事業につき20万円を限度額とします。
- (2) 助成対象経費は花壇植栽、維持管理、花壇整備に要した費用とします。ただし、日当、食糧費、交通費、花壇内の構造物、置物等の経費や借地利用の場合の借地料は除きます。
- (3) 花壇整備費の助成金額は、(1)の助成金額の2分の1を上限とします。
- (4) 花壇植栽費及び維持管理費の助成金額は、花壇植栽が年2回以上の場合には助成対象経費の全額を上限とし、年1回の場合は(1)及び(2)の規定にかかわらず、助成対象経費の2分の1を上限とします。

4 審査方法

審査により助成対象者を決定し、審査結果は通知します。

5 応募方法

事業の実施を希望される方は、花街道づくり事業助成金交付要綱及び所定の申請書等を下記ホームページよりダウンロードいただくか、下記までお取り寄せいただき、内容を確認の上お申し込みください。



※ 事業開始の前月20日までに申請してください。（4月開始の場合 3月20日までに申請）

令和4年3月1日（火）から令和5年2月20日（月）までの期間、随時募集し、採択事業費が予算額に達した時点で、募集を終了します。

問い合わせ先 （一財）淡路島くにうみ協会 事業課 「花街道づくり事業」係
〒656-0022 洲本市海岸通1-11-1 洲本ポートターミナルビル3階
TEL : 0799-24-2001 FAX : 0799-25-2521
ホームページ <https://www.kuniumi.or.jp>

令和4年度「花街道づくり事業」補足資料

1 助成対象経費について

助成対象経費は花壇植栽費、維持管理費、花壇整備費とする。

項 目	助成対象内容	備 考
花壇植栽費	花の種苗など植物購入に要する費用	
維持管理費	土、肥料、薬品、機械燃料、鍬、鎌、支柱、育苗用具、手袋、ボランティア保険加入費、処分費等に要する費用	日当、食糧費、交通費、花壇内の構造物・置物等の経費、借地利用の場合の借地料などは助成対象外
花壇整備費	花壇構築に要するレンガ・セメント・木材・石等に要する費用、また、外注費（工事）、処分費等に要する費用	事業実施期間前の花壇整備費については助成対象外

2 助成金額について

- ・ 助成金総額は、1㎡当たり 1,200円を上限とし、1事業につき 20万円を限度額とする。
- ・ 花壇整備費は、上記の助成金額の2分の1を上限とする。
- ・ 花壇植栽が年1回しか行われない場合、花壇植栽費及び維持管理費は、当該助成対象経費の2分の1を上限とする。

〈助成額計算例〉

【面積 100㎡で花壇整備から行う場合】

1,200円×100㎡で助成限度額は 120,000円

花壇整備費の上限は助成限度額の2分の1で 60,000円

	実際の経費	助成限度額	
		植栽2回以上	植栽1回
花壇整備費	120,000	60,000	60,000
花壇植栽費	50,000	50,000	25,000
維持管理費	30,000	30,000	15,000
合 計	200,000	140,000 120,000	100,000

【面積 500㎡で花壇整備から行う場合】

1,200円×500㎡で 600,000円だが助成額の上限は 200,000円

花壇整備費の上限は2分の1で 100,000円

	実際の経費	助成限度額	
		植栽2回以上	植栽1回
花壇整備費	300,000	100,000	100,000
花壇植栽費	50,000	50,000	25,000
維持管理費	50,000	50,000	25,000
合 計	400,000	200,000	150,000

3 助成交付条件について

- ・ 助成を希望する対象地が複数ある場合、合わせて1箇所とみなすことができる。
- ・ 花壇整備費を伴う場合は、花壇整備を行う面積を対象面積とする。

4 申請手続きから支払いまでの流れ

- ① 助成額は面積によるため、管理者は事業範囲と面積を計測する（面積の根拠となる図面、確認写真等）。花壇内の通路等、植栽しない面積部分は除く。面積は1㎡未満を切捨てとする。
 - ※ 当該道路から20m以内の土地で視認できる範囲で実施する事業であるため、計測はガードフェンス下からの距離または道路の舗装終了地点からの距離で奥行20mを計測する。
 - ※ 事業範囲内の面積については、すでに植栽されている樹木がある場合、定期的な剪定や消毒等管理を行っている範囲については助成対象内とする。
- ② 管理者は申請書（様式第1号）を作成し、必要な書類とともに協会に提出する。
- ③ 協会は審査・選考により助成対象者を決定し、通知する。（様式第2号または様式第3号）
- ④ 管理者は申請書の計画に基づき花卉の植栽管理を行う。
- ⑤ 管理者は事業実施期間中、協会の提供する看板を設置し、維持管理に努める。
- ⑥ 管理者は、実績報告に必要となる作業段階毎の記録写真を撮影し、購入物品の領収書を保管する。
- ⑦ 管理者が何らかの理由により事業の内容の変更や事業の廃止をする場合は協会に助成事業内容変更承認申請書（様式第4号）や助成事業廃止承認申請書（様式第5号）を提出する。
- ⑧ 協会は内容の変更や事業の廃止の申請があった場合は結果を通知する。（様式第6, 7号）
- ⑨ 管理者は事業実施期間終了後、実績報告書（様式第8号）と事業に要した経費の領収書（原則原本）と記録写真等を協会に提出する。
- ⑩ 協会は実績報告書に基づき審査し、助成金の確定（様式第9号）を通知する。
- ⑪ 管理者は助成金請求書（様式第10号）を協会に提出する。
- ⑫ 協会は請求書に基づいて支払いを行う。

5 助成金の支払いについて

- ・ 助成金は、実績報告書の確認後領収書、レシートに基づき精算し、実費を支払う。
- ・ 領収書、レシートは事業実施期間中の日付のものに限る。領収書は、内訳がわかるようにすること（内訳が確認できない場合は助成出来ない場合もある）。

6 助成交付決定後の留意事項について

- ・ 事業実施期間中は、現地に花壇整備、維持管理が協会の助成による旨のPR看板を設置すること。この看板については協会より現物を支給する。
- ・ 助成決定後の面積の増などの助成限度額が増額となる変更は認めない。
- ・ 転売目的等での花壇整備は認めない。
- ・ 事業の執行状況確認に必要となる作業段階毎（植栽・花壇整備・開花、資材等）の記録写真を必ず撮影しておくこと。
- ・ 事業の執行状況確認に必要となる購入物品の領収書を5年間保管しておくこと。

申し込み・問い合わせ先

(一財)淡路島くにうみ協会 事業課「花街道づくり事業」係

〒656-0022 洲本市海岸通1-11-1 ポートターミナルビル3階

TEL: 0799-24-2001 FAX: 0799-25-2521 HP <https://www.kuniumi.or.jp>